

## 10月は「土地月間」です

土地は、国民のための限られた貴重な資源です。  
将来の子どもたちのため、明日の豊かな暮らしのためにも土地の有効利用が大切です。

土地の有効利用の実現のためには、国や地方公共団体ができる限りの取り組みを行うことはもちろんですが、何よりも土地に関する施策に対する国民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。

このような観点から、土地についての基本理念及び土地対策の重要性について関心を高め、理解を深めていただくため、毎年10月を「土地月間」、10月1日を「土地の日」と定めています。

皆さんの土地月間へのご理解とご協力をお願いします。

◎実施主体 国土交通省、地方公共団体及び土地関係団体等

## 北海道立旭川高等技術専門学院 平成25年度学生募集のお知らせ

◆募集科目 システム制御技術科・自動車整備科・印刷デザイン科・色彩デザイン科・建築技術科・造形デザイン科

◆訓練期間 平成25年4月から平成27年3月まで

◆応募資格

【推薦】平成25年3月に高等学校を卒業見込の方

【一般】高校を卒業した方（平成25年3月卒業見込を含む）もしくは、これと同等以上の学力を有すると認められる方

◆募集期間

【推薦】10月1日(月)から10月20日(土)まで

【一般】11月1日(木)から11月20日(火)まで

◆選考日

【推薦】11月5日(月) 【一般】12月3日(月)

◆試験内容

【推薦】面接 【一般】学力試験(国語・数学)・面接

◆必要経費 入学検定料2,550円、入学料7,340円、授業料153,600円、実施経費1年次(教科書・私物工具等)95,000～209,000円

◎問い合わせ先

北海道立旭川高等技術専門学院 ☎0166-65-6667

## さけ・ますの密漁について

河川内等の内水面及び禁止区域が設定されている河口域でのさけ・ますの採捕は、法令・規則により全面禁止されています。

海や川でさけ・ますを違法に採捕すると、法律や規則で罰せられます。違反者はその内容に応じ、法令により最高3年以下の懲役、または200万円以下の罰金を受けることがあります。

違反防止のため、さけ・ます釣りを含む遊漁を行う場合は、北海道が発行している「フィッシングルール2012ルール&マナー」等により事前に禁止事項等を確認してください。

密漁者を発見した場合は、最寄りの警察署・海上保安部・振興局水産課・漁業協同組合に連絡してください。

◎連絡先

留萌警察署 ☎42-0110

留萌海上保安部 ☎42-9118

留萌振興局水産課 ☎42-8474

新星マリン漁業協同組合白谷支所 ☎56-2052

鬼鹿支所 ☎57-1041

小平町経済課商工水産係 ☎56-2111

## 貸金業苦情相談専用フリーダイヤルのお知らせ ～専門の相談員が対応しています～

北海道では、フリーダイヤルを設置し、貸金業者を利用している方からの苦情相談を受け付けています。

◆貸金業苦情相談専用フリーダイヤル

☎0120-1-78372

◆受付日 毎週月・金曜日

(祝祭日、12月29日～1月3日をのぞく)

◆受付時間 10時～12時、13時～16時

◆受付内容 貸金業に関する苦情の申し立てまたは相談

また、その他の時間帯にも次の電話番号で相談を受け付けています。(通話料有料)

◎相談受付・問い合わせ先

北海道環境生活部消費者安全課

☎011-231-4111 (内線24-527)